平成１７年度　東北地方整備局
災害対策緊急事業推進費（第３回配分）の概要

目　　次

１．平成１７年度災害対策緊急事業推進費の概要　……　1

２．平成１７年度災害対策緊急事業推進費のポイント　……　1

○事業箇所説明資料　……　2

１．平成１７年度　災害対策緊急事業推進費（第３回配分）の概要

災害対策緊急事業推進費※1においては、平成１７年度及び平成１６年度に発生した異常な自然現象により災害を受けた地域において、緊急に実施すべき災害対策事業を推進することとしています。**（平成１７年度創設）**

本推進費は、年３回の配分と、甚大な被害を伴う災害が発生した場合に適宜配分されることになっており、今年３回目の配分です。

①災害対策緊急事業推進費　配分額

	件数（件）	国費（百万円）	事業費（百万円）
東北地方整備局分	３	２２０	４００
（全国）	（４９）	（９，９８３）	（１５，４４５）

※１ 災害対策緊急事業推進費は、住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域等において、災害対策として緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ、又は推進するための経費。

※２ 前回までの災害対策緊急事業推進費東北地方整備局分は 789 百万円（国費）、5 件。

②事業箇所一覧表（東北地方整備局管内）

（単位：百万円）

区分	直轄・補助	事業名		事業箇所	国費	事業費
道路	直轄	直轄道路維持修繕費	一般国道４５号	岩手県大船渡市三陸町起喜来～九戸郡野田村大字玉川　地内	137.5	250.0
	直轄	直轄道路維持修繕費	一般国道４号	福島県須賀川市一里坦　地内	16.5	30.0
	直轄	直轄道路維持修繕費	一般国道４９号	福島県河沼郡柳津町大字藤～耶麻郡西会津町睦合　地内	66.0	120.0
				合　計　3件	220.0	400.0

２．平成１７年度　災害対策緊急事業推進費（第３回配分）のポイント

※（P ○）は、事業箇所説明資料のページです。

《道路関係》

（直轄事業）

○　法面が崩落する災害が発生した一般国道４５号“**三陸地区**”（岩手県大船渡市三陸町起喜来（おきらい）～九戸郡野田村大字玉川地内）において、**法面防災対策を実施し、再度災害の防止**を図るとともに、近隣の**危険な法面**についても法面防災対策を実施し、**災害の発生を未然に防ぎます**。（P2）　（道路：直轄）

○　法面が崩落する災害が発生した一般国道４号“**一里坦（いちりたん）地区**”（福島県須賀川市一里坦地内）において、**法面防災対策を実施し、再度災害の防止**を図ります。（P3）　（道路：直轄）

○　法面が崩落する災害が発生した国道４９号“**柳津（やないづ）・西会津地区**”（福島県河沼郡柳津町大字藤～耶麻郡西会津町睦合（むつあい）地内）において、**法面防災対策を実施し、再度災害の防止**を図ります。（P4）　（道路：直轄）

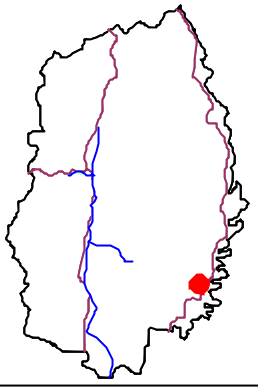
○事業箇所説明資料

災害対策緊急事業推進費　　事業区分　　道路、直轄事業

事業名	一般国道４５号　三陸地区道路災害防除 （岩手県大船渡市三陸町起喜来～九戸郡野田村大字玉川　地先）
事業着手：平成１７年度	完成・供用の目標年度：平成１７年度完成予定

事業の必要性・事業の概要

岩手県



事業の必要性」

当該路線は、岩手県が策定した「緊急輸送道路ネットワーク計画」の中で緊急輸送道路として位置づけられています。一方で、三陸リアス海岸の沿岸部を通過しており、道路構造においても高盛土・切土構造が多い路線となっています。

しかし昨年度からの度重なる豪雨より、地山の風化等が原因と思われるモルタル吹付部分の法面崩落が大船渡地区において発生しました。また近隣の宮古地区、野田地区においても被災箇所と同種の箇所が存在したことから、法面崩落の危険性があるため、早急な恒久対策が必要となったものです。

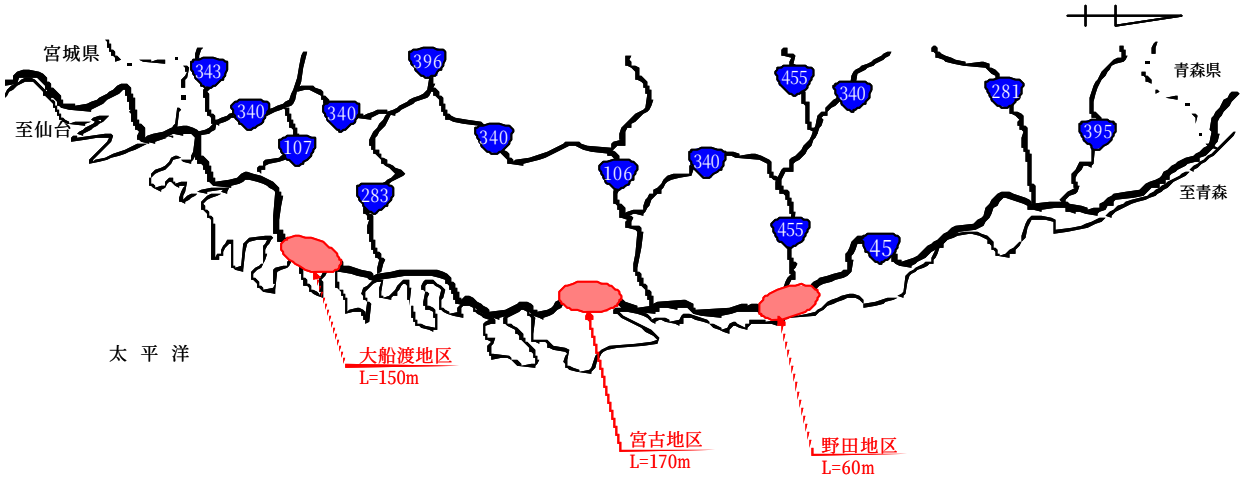
事業の概要」

災害対策緊急事業推進費により、被災のあった法面及び同種の箇所について、災害の発生を未然に防ぎ、安全で安心な道路を確保するために、法面防災対策を緊急に実施します。



法面崩落状況





災害対策緊急事業推進費の内容

○災害対策緊急事業推進費　　250百万円（事業費）

○実施内容　アンカー付き現場打ち法枠，現場打ち法枠、他

○事業推進による効果

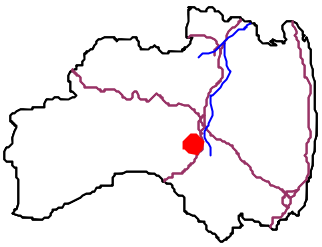
当該箇所の法面対策等を早急に完了し、三陸地区の法面崩落による災害の危険性を回避することにより、第一次緊急輸送道路としての安全性が確保されます。

事業名	一般国道４号　一理坦（いちりたん）地区道路災害防除 （福島県須賀川（すかがわ）市一理坦（いちりたん）　地先）

事業着手：平成１７年度	完成・供用の目標年度：平成１７年度完成予定

事業の必要性・事業の概要

福島県



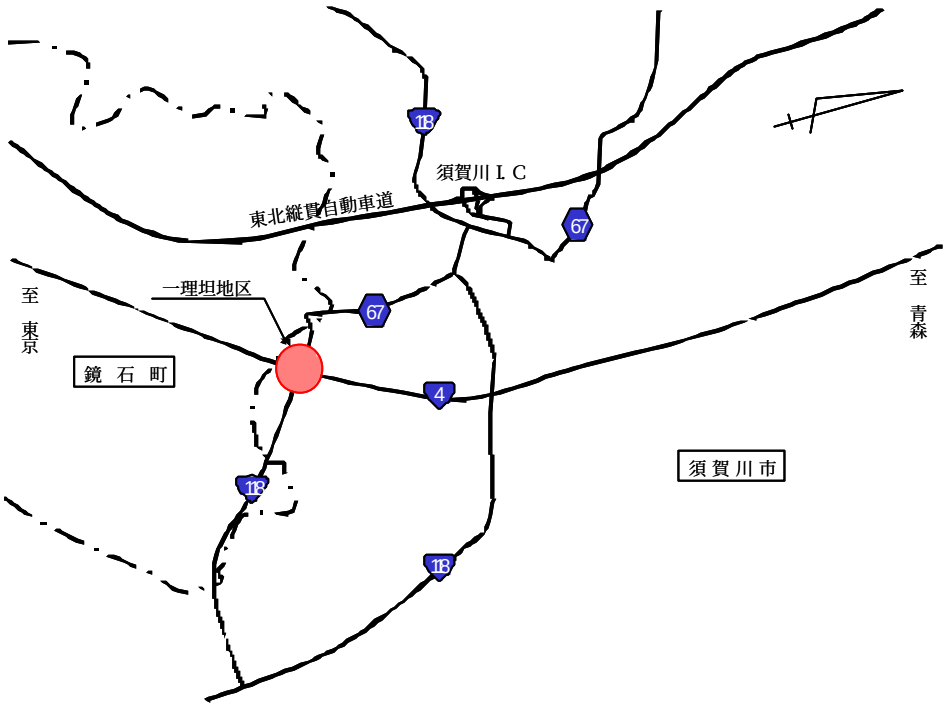
事業の必要性」

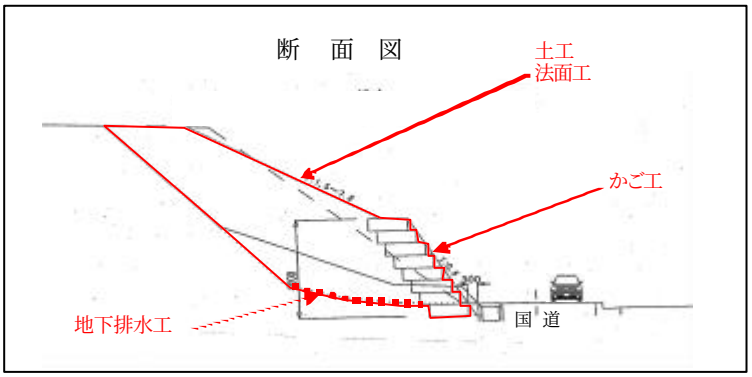
当該路線は、福島県が策定した 緊急輸送道路ネットワーク計画」の中で緊急輸送道路として位置付けられています。

しかし昨年度からの度重なる豪雨より、当該地区の法面崩落が発生しました。現況復旧のみでは同等の豪雨が発生した場合に法面崩落再発の危険性があるため、災害の再発防止に向けた恒久対策が必要となったものです。

事業の概要」

災害対策緊急事業推進費により、被災のあった法面について、再度災害を防止し、安全で安心な道路を確保するために、法面防災対策を緊急に実施します。





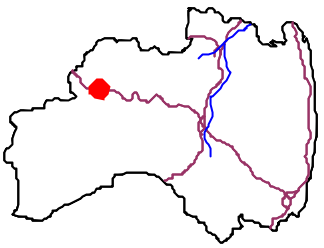
災害対策緊急事業推進費の内容

○災害対策緊急事業推進費　　30百万円（事業費）
○実施内容　土工、かご工、法面工、他
○事業推進による効果
当該箇所の法面対策等を早急に完了し、一理坦地区の法面崩落による災害の危険性を回避することにより、第一次緊急輸送道路としての安全性が確保されます。

事業名	一般国道４９号　柳津（やないづ）・西会津（にしあいづ）地区道路災害防除 （福島県河沼郡柳津町大字藤（ふじ）～耶麻郡西会津町睦合（むつあい）　地先）
事業着手：平成１７年度	完成・供用の目標年度：平成１７年度完成予定

事業の必要性・事業の概要

福島県



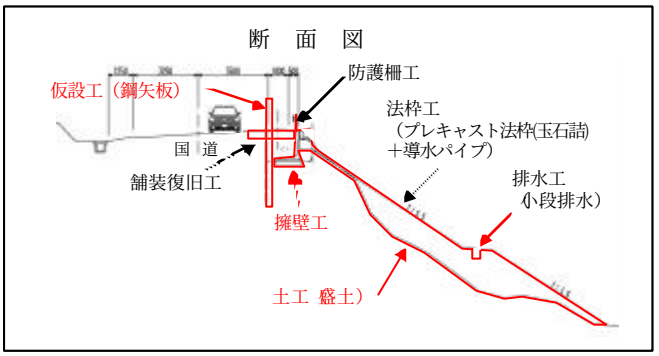
事業の必要性」

当該路線は、福島県が策定した 緊急輸送道路ネットワーク計画」の中でも緊急輸送道路として位置づけられています。一方で、新潟県及び福島県境を通過しており、道路構造においても高盛土・切土構造が多い路線となっております。

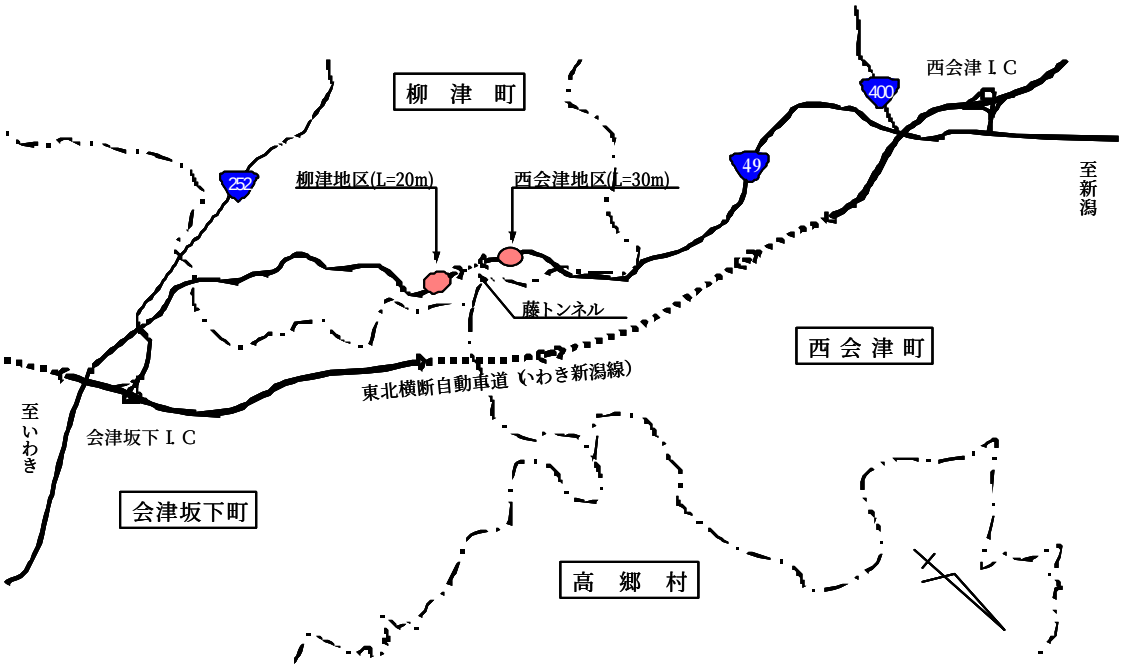
しかし、昨年度からの度重なる豪雨により柳津地区、西会津地区において法面崩落が発生しました。現況復旧のみでは同等の豪雨が発生した場合に法面崩落再発の危険性があるため、災害の再発防止に向けた恒久的対策が必要となったものです。

事業の概要」

災害対策緊急事業推進費により、被災のあった箇所について、再度災害を防止し、安全で安心な道路を確保するために、法面防災対策を緊急に実施します。







災害対策緊急事業推進費の内容

○災害対策緊急事業推進費　　120百万円（事業費）
○実施内容　法枠工、擁壁工、土工、他
○事業推進による効果

当該箇所の法面対策等を早急に完了し、柳津地区及び西会津地区の法面崩落による災害の危険性を回避することにより、第一次緊急輸送道路としての安全性が確保されます。